

**令和 6 年度**

**学校経営説明会 P 1 ~**

**部活動保護者会 P 9 ~**



令和 6 年 5 月 1 日 (水)

**佐倉市立上志津中学校**

# 【I】学校概要

## 1 学校教育目標

『進んで学び、心豊かにたくましく、進んで考え行動する生徒の育成』  
～「四つの約束」を大切にした、自己指導能力の涵養～

## 2 四つの約束

- (1) さわやかなあいさつをする
- (2) 時間を守る
- (3) 人の話をよく聴く
- (4) 進んで隅々まで清掃をする



## 3 めざす生徒像

- (1) 自ら学び、粘り強く考え、自分を高める生徒
- (2) 互いの存在や違いを認め合い、相手を思いやり、協力しあえる生徒
- (3) 正しく判断し、行動できる生徒
- (4) 礼儀正しく、健康な生活習慣が身についている生徒



## 4 めざす学校像

- (1) 自己有能感を育み、一人ひとりがたくましく夢を拓く学校
- (2) 一人ひとりの居場所があり、登校に意欲がもてる安全・安心な学校
- (3) 家庭・地域と生徒を共に育てる学校

## 5 年間時数（令和6年度1学年）



教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	学活	総合	合計
年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
週	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1	1.4	29

今年度から、プールの授業は実施しません。（佐倉市中学校共通）

※ 水に関する安全指導は実施します。

## 6 主な行事（令和6年度）

4月	入学式、身体計測、新入生歓迎会、避難訓練、全国学力・学習状況調査
5月	生徒総会、教育相談、部活動保護者会、体育祭
6月	第1回定期テスト、進路説明会、部活動壮行会、校外学習(1年)
7月	総合体育大会（郡大会、県大会）、全校集会、保護者面談
8月	保護者面談
9月	全校集会、避難訓練、第2回定期テスト、修学旅行（3年）
10月	生徒会役員選挙、音楽発表会、進路説明会、前後期入れ替え式
11月	第3回定期テスト、保護者面談
12月	全校集会、佐倉市学習状況調査（3年）
1月	避難訓練、佐倉市学習状況調査（1、2年）
2月	第4回定期テスト、公立高等学校入学者選抜
3月	予餞会、卒業式、学年末保護者会、修了式、離任式

## 7 1日の生活リズム（日課時刻表）

生徒登校完了	8:05
上中 タイム	8:05～ 8:15
朝の学活	8:15～ 8:25
1校時	8:35～ 9:25
2校時	9:35～10:25
3校時	10:35～11:25
4校時	11:35～12:25
給食・休憩	12:25～13:15
清掃	13:15～13:25
5校時	13:35～14:25
6校時	14:35～15:25
帰りの学活	15:30～15:40



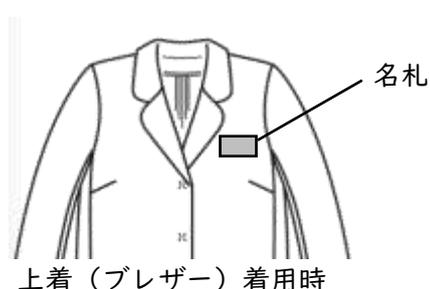
令和6年度から、佐倉型カリキュラムマネジメント完全実施のため、**最終下校時刻が1年を通して、16:30**となります。  
 ※ 佐倉市内共通です。

## 【Ⅱ】生活について

本校では、生徒一人ひとりが中学生として、場に応じた行動ができるように指導をしています。また、上志津中学校の生徒として自覚と誇りを持ち、安全で規律ある楽しい学校生活を送れるように「約束事」を定めています。より充実した学校づくりのため、以下の内容についてご理解、ご協力をお願いします。

### 1 服装について

- (1) 基本的な服装は、ブレザー&スラックス（Ⅰ・Ⅲ型）またはブレザー&スカート（Ⅱ型）の制服とし、制服の下は白または青のワイシャツを着用します。気候によっては上着を着用しなくて構いません。
- (2) 名札は学校指定のものを登校してから左胸部につけます。



- (3) 靴下は白・黒・紺のくるぶしが隠れ、ワンポイント程度のものを着用します。
- (4) 冬季には防寒着として、制服の中にベストやセーター等を着用できます。（または同じようなもので、黒・紺）セーター等は制服を邪魔しないもの（セーター等が襟や袖から出ないようにする）。また、登下校時のコート類や手袋、マフラーやネックウォーマーの着用ができます。
- (5) 冬季にはストッキングやタイツ（黒または肌色）の着用もできます。
- (6) ウィンドブレーカーやコートなどは登下校時の防寒着として着用できます。
- (7) 衛生上、ワイシャツ・ブラウスの下には肌着または体操服を着ることが望ましいです。

### 2 運動や作業時の服装

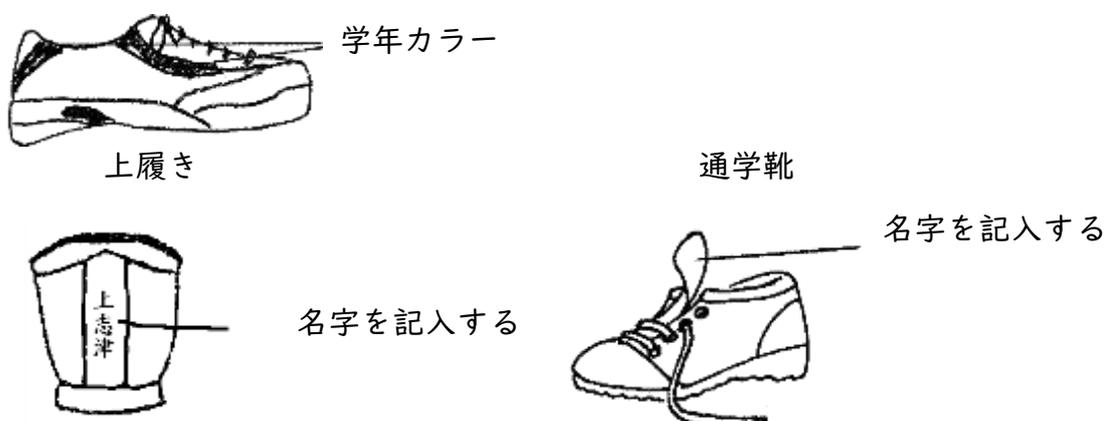
- (1) 清掃や体育の授業、部活動などの諸活動においては、学校指定の体操服（Tシャツ）、ジャージ（トレーニングシャツ・パンツ）、ハーフパンツを使用します。それぞれ下図に示した位置に名前シールを貼り、内側のタグに記名をします。



- (2) 緊急時の避難や避難訓練に備えて、防災頭巾を教室で使用します。小学校で使用していたものをそのまま使えますので、新たに購入する必要はありません。

### 3 上履き及び通学靴

- (1) 上履きは、学校指定のもので学年カラーに従ったものを使用します。  
\*令和6年度の学年カラーは【1年…緑、2年…赤、3年…青】
- (2) 通学靴は、標準服に似合うもので、体育の授業に適したひも付きの運動靴とします。デッキシューズ類（靴の裏がフラットなもの）は適しません。  
\*雨や雪などの悪天候の場合、長靴等の使用は可です。
- (3) 上履き、通学靴には下図の位置に名字を記入します。



### 4 その他

- (1) 頭髪については、「学校生活に支障がなく、機能的なもの」を心掛けます。肩の位置より長い場合は、黒または紺のゴム紐で結びます。
- (2) 頭髪は自然の色を大切にし、脱色したり染めたりすること、また学校生活に不必要な加工を施さないようにします。整髪料などで「固める」「つやを出す」「匂いを発する」などをしないようにします。まゆ毛も不必要にいじりません。
- (3) 登下校の際は決まった通学路をできるだけ集団で通るようにします（交通事故、不審者対策）。歩行者は右側通行、自転車は左側通行です。道幅をふさぐような並列歩行・並列走行は危険です。
- (4) 学校生活については、日課表に定められた時間を守り、余裕を持って行動します。
- (5) 学校には不要なもの(遊び道具、携帯電話など)は持ち込めません。
- (6) 通学バッグについては特に指定していません。学校生活に適した機能的なものを選択して下さい。両手が空くものが望ましいです。(バッグにつけるアクセサリーは1つのみ)
- (7) 学校外に出たときは「上志津中学校の生徒」として見られます。上志津中学校の生徒であることに自覚と責任を持ち、正しい行動を心がけます。

### ◆学校指定物品の購入について◆

○制服Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型、体操服（Ｔシャツ）、ジャージ（トレーニングシャツ・パンツ）、ハーフパンツ、上履き、名札シールについては、次の各店舗で販売しています。

【ヨシダヤ】佐倉市上志津１８２２－５ TEL043-487-5607

【江戸子屋】佐倉市上志津１６６０－１ TEL043-460-2770

○制服にネクタイ・リボンはつきません。ネクタイ・リボンについては希望購入品となります。上記店舗にて販売しております。

○ワイシャツは白または青からお選びください。上記店舗にて販売をしておりますが、その他の店舗でご購入いただいても構いません。

○体操服についても白またはネイビーからお選びください。（色の指定はありません）  
**体操服については必ず名札をつけてください。**

\*何かご不明な点がありましたら、直接ご来校いただくか電話でお問い合わせ下さい。また、上記店舗でも対応しております。

【佐倉市立上志津中学校】 佐倉市上志津８６６ TEL ４８７－１７８６

## 【Ⅲ】健康について

### 1 保健室について



保健室は、健康診断・健康相談・保健指導・救急処置など、保健に関する措置を行う所です。

### 2 「健康の記録」と「結果のお知らせ」

(1) 学校で実施する健康診断の結果や身体計測の結果は、「健康の記録」でお知らせします。

(2) 校医の検診で見つかった病気については、「〇〇検診結果のお知らせ」をお渡ししますので、早めに治療して下さるようお願いいたします。治療が完了しましたら、「治療済証」をご提出ください。

(3) 学校で行う応急手当

①小さな切り傷やかすり傷については簡単な手当をします。

②けがの程度によっては、保護者及び医療機関に連絡をします。

③貧血や腹痛など、少し休めば改善しそうなきは保健室で休ませます。

④発熱や痛みがひどい場合、休養後も回復しない場合は保護者の方に連絡します。

発熱で早退をする場合は、原則保護者の方のお迎えをお願いしています。

⑤内服薬は出せません。必要な場合は各自持参させてください。

(4) 早退について

①必ず、保護者に連絡がついてから早退させます。

②保護者不在時の連絡先を家庭調査票，保健調査票に必ず記入してください。

③連絡先が変更になった場合は，速やかに担任まで連絡をお願いします。



### 3 日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターとは，学校管理下（登下校・校外学習・部活動等も含まれます）において，けがをして医療機関で治療を受けた際に見舞金等が法で定められた範囲内で給付される相互扶助組織です。

(1) 給付の額…医療費の4割相当

(2) 給付が受けられない場合は以下のとおりです。

・窓口負担金が1,500円未満，または医療点数500点未満

・給付事由が生じた日から，2年を経過したとき

・交通事故

・けがが原因でない頭痛・腹痛等

(3) 手続きについて

請求手続きは学校で行います。請求に必要な「医療等の状況」を医療機関で記入してもらい，学校へ提出します。用紙は学校からお子様を通じてお渡しします。

(4) 日本スポーツ振興センターへの加入と掛け金について

①加入期間は，4月1日～3月31日の1年間となります。

②生徒一人当たり年間掛け金935円ですが，市の補助(565円)がありますので，一人370円の負担額となります。

\*平成25年12月より，佐倉市では佐倉市子ども医療費助成制度に伴い，受給券が発行されていますが，学校の管理下でのケガにつきましては受給券は使用せず，日本スポーツ振興センターを優先してください。

### 4 出席停止について

学校保健安全法第19条により，インフルエンザなど，他の生徒に感染する恐れのある場合は登校できません。医師が出席停止の病気と診断した場合は，速やかに学校へ連絡してください。また，治癒しましたら「登校許可証明書」を持って登校させてください。この期間は欠席扱いになりません。

その他，お子様の健康について，中学校に知っておいて欲しいことや心配なことなどありましたら，遠慮なく保健室までご連絡ください。

## 【IV】 学校給食について



### I 学校給食の概要

- (1) 文部科学省の学校給食摂取基準に基づき、地場産物を取り入れ、衛生的で安全な給食を、望ましい食習慣の形成が図れるよう工夫して実施しています。
- (2) 調理業務委託、自校方式で行っています。
- (3) 行事等の関係で、お弁当の日が数回あります。事前に学校だより等で連絡しますので、準備をお願いいたします。
- (4) 食器は、すべて高強度磁器食器を使用しています。

### ○行事食の伝承

鏡開き、節分、端午の節句、十五夜等



### ○地産地消～地場産物の利用～

日本の食料自給率向上と安全な食品の購入により、郷土愛を育むような食育活動を目的としています。

〈地場産物推進のための行事食〉

- ・ 県民の日
- ・ 佐倉市教育の日
- ・ 学校給食週間（市内統一献立の実施等） 等



### ○佐倉学との関連

佐倉学とは、佐倉市の印旛沼周辺の恵まれた自然と原始・古代からの歴史、城下町として培われ

た文武両面にわたる文化、さらに好学進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者の人物について学び生かすための学問です。

（佐倉市の有名な先覚者）

- ・ 津田 仙



### ○朝ベジ活動

佐倉市で行っている食生活アンケートより、朝食の喫食率の実態と朝食の分類が課題となっている。このことから、朝食時の栄養素の摂取率をあげるための活動として、

「朝に野菜を食べよう」＝朝ベジしよう！をテーマに、令和4年6月より活動を行っています。



## 2 給食費

- (1) 給食費は月額6、000円で、口座振替になります。
- (2) 食物アレルギーで除去食を希望するお子様については、「食物アレルギー対応食実施申請書」「学校生活管理指導表（医師作成）」をもとに、学校栄養士と面談を持たせていただき除去食対応を行っています。
- (3) けがや病気等の理由で、長期間給食の停止を希望された場合、申請があつてから3日目より給食停止となります。それまでの給食費は、食材の関係等から徴収させていただきます。
- (4) 「修学旅行」、「受験関係」は、その月の給食費を調整して徴収します。突発的な事故（感染性の疾病による学級閉鎖など）においては、返金できない場合もあります。

## 3 その他

- ・給食当番の生徒は、配膳時に白衣、帽子、マスクを着用します。白衣、帽子については、給食当番の生徒が週末に自宅に持ち帰り、洗濯して月曜日に次の当番に引継ぎます。マスク等の忘れがないようご家庭でも声をかけてください。



# 部活動について



## 1 目的

- (1) 豊かな人間性の育成
- (2) 明るく充実した学校生活
- (3) 集団力の向上・自己実現に向けて前向きに努力する態度の育成
- (4) 生涯に渡ってスポーツや文化活動に親しむための基礎

## 2 活動について

### (1) 活動日等について

- ①月曜日放課後&土日のどちらかは原則として休み。→ 部活動により休みは異なります。
- ②定期テスト4日前からテスト当日までは、原則部活動なし。

### (2) 服装等について

- ①学校指定の体操服、ジャージ等
- ②各部活動で購入したもの(ウインドブレーカーは登下校でも防寒着として使用可)
- ③各部活動で顧問の許可があったもの
- ④登校は制服(休日・下校時はジャージ可)

### (3) 休日の部活動について

- ①登下校の服装はジャージ等活動時の服装でも可
- ②水分補給は水筒を使用する。ペットボトルは詰め替え用のみ可
- ③活動場所以外には入らない(校舎に忘れ物を取りに行く等も不可)

### (4) 経費等について

- ・生徒会費から部費として予算が出ます。しかし、部活動には多くの費用がかかり、部費だけでは、賅えないのが現状です。

#### 必要経費の例

- |          |            |            |
|----------|------------|------------|
| ・用具の購入   | ・協会登録費     | ・大会参加(運営)費 |
| ・ユニフォーム代 | ・練習試合等の交通費 | ・他         |

\*部費だけでは足りず、各部活動ごとに集金をすることがありますのでご理解をお願いします。5月に予定されている保護者会で顧問から説明があります。

#### (5) 部活動地域移行について

- ・令和6年度、一つの部活動で休日について地域移行が予定されています。
- ・令和7年度は、すべての部活動で休日について地域移行が予定されています。
- ・令和8年度より、すべての部活動での地域移行が予定されています。

※令和6年度の地域移行の対象部活動は男子バスケットボール部です。

#### (6) 拠点校部活動について

- 拠点校部活動とは、上志津中学校に希望している部活動がない場合に、拠点校として指定された学校が、参加を希望する生徒を受け入れる方式の部活動のことです。
- 具体的には、令和6年上志津中学校の生徒を対象に、志津中学校のバドミントン部への参加が可能となります。
- 本年度、志津中学校バドミントン部への参加を希望される方は、本校教頭までご連絡ください。

#### (7) その他

- ①各部活動への入・退部は、生徒の意思と保護者の同意に基づいて行います。その際には、学級担任や顧問と話し合い、学級担任を通して入部・退部届けを顧問に提出します。
- ②部活動は顧問のボランティアで成り立つ生徒の自主的な活動となっています。職員の異動等により活動内容や活動時間が変更になる可能性があります。
- ③職員（顧問）の人数や生徒の人数等を考慮し、今後も適正運営（安全確保、大会参加など）ができるよう必要に応じて部活動の数を減らす可能性があります。
- ④本校は最終下校時刻を設けています（16:30）。ただし、大会等で練習時間を確保したい場合は延長練習や特別練習で対応する場合があります。

### 3 部活動の運営について

原則的に以下のガイドラインに沿って、運営していきます。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	H30. 3
「千葉県運動部活動のためのガイドライン」	H30. 6
「佐倉市立小中学校に係る部活動のガイドライン」	H31. 4 改訂版
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	H30. 12
「上志津中学校 部活動基本方針」	R 5. 4